

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認島根地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年8月まで

昭和36年4月ごろ、夫がA市区町村役場で私の国民年金の加入手続をしてくれた。36年4月から40年7月までの国民年金保険料は、当時夫が勤務していた事業所の社員が社宅まで集金に来ていて、その社員に支払い、また、40年8月から42年8月までの保険料は、町内会役員に支払っていた。申立期間について未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は、その夫が勤める事業所の社宅に住んでいた昭和36年4月から40年7月までの期間について、「毎月であったか、3か月ごとであったかは定かでないが、国民年金保険料は主人の事業所の社員を信用して支払っていた。」と供述しているところ、同じ社宅に住んでいた友人は、「事業所のB部署の社員が3か月に1回、国民年金保険料の集金に来てくれていた。当時、申立人も当該社員に保険料を支払っていると聞いたことがある。」と証言している。

さらに、申立人の夫が勤務していた事業所も、「当時、社員の家族で国民年金に加入している者は少人数であったため、B部署の社員が直接社宅を訪問して保険料を集金していたことがある。」と回答しているなど、申立人の供述に不合理な点は見当たらない。

加えて、上記申立人の友人については、昭和47年7月3日に国民年金手帳記号番号が払い出されているにもかかわらず、払出日前の36年4月1日

から同年7月1日まで国民年金に任意加入し、保険料を納付していた記録となっている上、国民年金手帳（昭和47年6月1日発行）には、「47年4月28日資格取得、52年9月1日喪失」と記載した次の欄に「36年4月1日資格取得、36年7月1日喪失」と記載されていることからすると、申立人についても、手帳記号番号の払出日（昭和42年10月12日）前の期間について国民年金に任意加入し、保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立人の夫が勤める事業所の社宅から戸建て住宅に移った昭和40年8月から42年8月までの期間について、申立人は自治会集金により国民年金保険料を納付し、集金人は女性であったと供述しているほかは、納付の頻度や保険料額などについての記憶は無いとしている。

また、申立人は、当時申立人宅の隣に住んでいた友人と一緒に保険料を納付したとしているが、その友人は、「いつの時点で一緒に納付していたか覚えていない。」と供述しており、申立人が申立期間中に国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

さらに、申立人が、申立期間当時に国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から40年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和34年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和55年4月から56年12月まで  
② 昭和58年4月から同年6月まで

昭和57年に国民年金保険料の納付督促状が届き、55年4月以降の国民年金保険料が未納であることに気付いた。A市区町村役場で納付方法について相談したところ、「今からでも遅くない。さかのぼり納付ができる。」と説明があったので、保険料は自営の店に集金に来る銀行員に渡していた。申立期間の国民年金保険料が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和55年3月ごろ、A市区町村役場で国民年金の加入手続きを行い、保険料は57年に昭和55年度分を、58年に56年度分をそれぞれさかのぼって納付した。」と申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は59年3月18日以降に払い出されていることから、その時点では時効により納付できない。

また、申立人は、生誕から現在まで同一住所地（A市区町村）に居住していることから、別の国民年金手帳記号番号が払い出されているとは考え難く、申立人も「現在持っている年金手帳以外の番号は見当たらない。」と回答している。このことから、申立人が納付督促状の送付を受けたとする昭和57年当時において、申立人は行政の記録上、国民年金被保険者として管理されていなかったと考えられ、納付督促状が発行されることは無かったとみるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

2 一方、申立期間②については、3か月と短期間であるとともに、申立人は申立期間②前の昭和57年1月から58年3月までの期間及び申立期間②後の昭和58年7月から62年1月までの期間の国民年金保険料を納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点（昭和 59 年 3 月 18 日以降）で、さかのぼって申立期間②の国民年金保険料を納付することは可能であった。

さらに、申立人は、「国民年金保険料は集金に来る銀行員に納付書とともに渡していた。」と申し立てているところ、B金融機関C支店及びD金融機関（現在はE金融機関）は、「当時、行員がA市区町村内の顧客の積立預金及び納付金等を集金していた。」と供述していることから、申立てに不合理な点は認められない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を平成2年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月29日から2年1月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社B出張所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成元年12月29日となっているが、2年1月1日の誤りである。申立期間の保険料控除の事実が確認できる給与振込口座の貯金通帳があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B出張所が保管している平成元年及び2年の給与明細一覧表及び当時のB出張所長の供述により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成2年1月の給与明細書及び平成元年11月の社会保険庁のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から56年3月までの期間及び56年6月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から56年3月まで  
② 昭和56年6月から61年3月まで

国民年金の加入記録を確認したところ、昭和55年4月から「免除」と記載されており、国民年金保険料を納付していないことになっている。

昭和40年ごろについては保険料の納付を免除してもらった記憶はあるが、申立期間については全期間保険料を納付した記憶しか無いので、保険料の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る納付方法等の詳細は不明である一方、社会保険庁の記録及び、A市区町村が保管する申立人の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は国民年金保険料の納付免除の期間となっていることが確認でき、この納付記録は申立人の夫の記録とも一致している。

また、A市区町村が保管する昭和55年から59年までの申請免除受付簿によると、申立人と申立人の夫の国民年金保険料免除申請書の受付番号は連番となっていることが確認でき、夫婦の免除申請が同時に行われたことがうかがえる。

さらに、A市区町村は、国民年金保険料免除申請書は毎年提出する必要があったとしており、申立人からの申請が無いまま、約6年間の長きに渡って納付免除が認められたとは考え難く、同市区町村の申請免除受付簿や保険料納付記録に不自然さはいかたがわれない。

加えて、申立人は、申立期間について保険料を一括納付した記憶は無いとしており、免除申請後に保険料を追納したとは考えられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 12 月 1 日から 35 年 7 月 2 日まで  
社会保険事務所に行き、年金加入記録の照会を行ったところ、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっていることを初めて知った。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 35 年 9 月 13 日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったものであるから、当時、再就職する考えが無かったと述べるとともに、その後厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年から42年ごろまで

昭和40年から42年ごろまで、A事業所で臨時（2、3か月間の勤務）の職員として、通算して約2年間勤務した。勤務していない期間は失業給付を受給していた。勤務していた期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

2名の同僚の供述により、申立人が申立期間においてA事業所に臨時の職員として勤務していたことは推認できる。

しかし、これらの2名の同僚も、A事業所に臨時の職員として勤務しているところ、そのうち1名は、申立人と同様に、勤務期間について厚生年金保険の記録がない。また、残る1名は、厚生年金保険の記録はあるものの、「入社時に厚生年金保険への加入希望を尋ねられ、私は希望し加入した。」と供述していることから、当時、事業主は、一部の臨時の職員について厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、同事業所の人事関係の記録等を継承したB企業年金基金では、採用時から正規職員であった者か、採用時には臨時職員であっても、その後正規職員となった者の記録しか継承していないため、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除については確認できないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同被保険者原票によると、申立期間及び申立期間前後に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、勤務していない期間は失業給付を受給していたとしているが、申立人のA事業所における雇用保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 34 年 3 月 31 日まで  
昭和 31 年 6 月から A 事業所で臨時職員として勤務した。

申立期間中は健康保険に加入し健康保険証を所持しており、厚生年金保険についても日給 200 円のうち約 20 円が保険料として控除されていたと思う。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 事業所が保管する個人履歴書により、申立人が申立期間直後の昭和 34 年 4 月 1 日から同年 5 月 31 日まで臨時として A 事業所で勤務していたことは確認できるものの、申立期間において同事業所で勤務していたことは確認できない。

また、社会保険事務所の記録では、A 事業所は昭和 38 年 11 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に勤務していたとしている同僚 2 名についても、申立期間における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、C 事業所は、「申立期間当時、臨時職員を厚生年金保険に加入させるかどうかについては各事業所の裁量に委ねられていた。厚生年金保険に係る資料は C 事業所から当社に承継されていないので、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況は不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月10日から26年4月1日まで  
昭和25年3月からA事業所に約1年間勤めた。入社直後の3か月が厚生年金保険に未加入となっていることについては納得できるが、26年3月までは勤めたにもかかわらず、被保険者期間が25年7月から8月までの1か月のみとなっていることには納得できないので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により申立人がA事業所に勤務していたことは確認できるが、当該同僚は、申立人の勤務していた時期及び退職日についての記憶は無く、同事業所を紹介した親類の者も申立人が勤務していた時期及び退職日についての記憶は無い。

また、申立人が記憶している3名の同僚のうち、1名は厚生年金保険の加入記録がなく、連絡の取れた1名については、申立人の名前もA事業所についても知らないと供述している。申立人は、同事業所を退職後に失業手当を受給した記憶があるとしているが、昭和25年3月に入社し、当時は半年後に失業手当の受給資格が得られることから、社会保険事務所の記録どおり、同年8月10日に資格喪失とされていることに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が記憶する同僚の退職時期より、申立人の退職時期は昭和25年8月に退職したと推認できる。

このほか、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、当時の事業主等に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。